

四街道市営霊園条例の一部を改正する条例に関する  
パブリックコメントの意見の概要と市の考え方について

平成25年12月16日から平成26年1月15日までに四街道市営霊園条例の一部を改正する条例（案）概要について、皆様からいただきましたご意見の概要とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

- 意見提出者数 2人
- 四街道市営霊園条例の一部を改正する条例（案）概要への意見 2件
- 四街道市営霊園条例の一部を改正する条例（案）概要以外への意見 3件
- 意見の概要と市の考え方

四街道市営霊園条例の一部を改正する条例（案）概要への意見

	意見の概要	市の考え方
第8条 関係	一般墓地使用者の決定について、市に永住する者、税金の未納がない者、改葬によらない遺骨を埋蔵しようとする者を優先すべきと考えます。	使用者の資格として、これまでに墓地に埋蔵し、又は納骨堂に収蔵したことがない焼骨に係る祭しを主宰する者と規定しています。 四街道市に永住することを使用者資格とすることに関しては、その確認が困難なため優先する考えはありません。税金の未納がない方を使用者資格とすることに関しては、今後検討してまいります。
第30 条関係	通常合葬の申込に関して、焼骨を所持していない者が申請する場合についても複数遺体の利用を可能にしてほしい。	埋蔵すべき焼骨を所持している方を優先したいと考えております。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

四街道市営霊園条例の一部を改正する条例（案）概要以外への意見

※四街道市営霊園の一部を改正する条例（案）概要以外の意見に対しては、市の考え方は示していません。

1	埋葬できるものは、一般墓地、合葬式墓地共に焼骨のみに限定することが妥当と考えます。
---	---

2	通常合葬の使用者のうち焼骨を所持していない者については、その利用開始時点を「使用許可日」と「焼骨埋葬日」とする2段階の使用期間を設定し、その上で利用料金に差を設けるような利用料金体系に変更することを希望します。
3	一般墓地の1区面積は、標準4平方メートルのようであるが、これを普通・芝生墓地共に3～1.5平方メートル程度にして、土地利用の効率向上を図ってはどうか。今後の拡張工事または返還された墓地工事の設計から、検討されることを希望します。